

第44回こう地域チームケア研究会

権利擁護制度の活用 ～成年後見制度について～

令和2年7月9日(木)

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

彦根市権利擁護サポートセンター 野瀬 純一

◆ 「法定後見制度」の3類型

	補 助	保 佐	後 見
本人の状態	<ul style="list-style-type: none">○判断能力が不十分○もの忘れは多いが自覚はある○意思疎通は十分可能○契約書類などの理解は困難	<ul style="list-style-type: none">○判断能力が著しく不十分○自覚しないもの忘れがある○日常の買い物くらいはできる○意思疎通は困難を伴う	<ul style="list-style-type: none">○判断能力が日常的に欠けている○日常的な買い物もできない○会話が成り立たず、意思疎通は困難
判断能力			→ 低くなる

◆後見人等に付与される権利

	補 助	保 佐	後 見
与えられる権利	<input type="triangle"/> 代理権 <input type="triangle"/> 同意権 <input type="triangle"/> 取消権	<input type="triangle"/> 代理権 <input type="circle"/> 同意権 <input type="circle"/> 取消権	<input checked="" type="circle"/> 代理権 <input checked="" type="circle"/> 同意権 <input checked="" type="circle"/> 取消権
限定的			 全般的

◆後見人等の役割①



<財産管理>

1. 契約の締結ー不動産や動産の売買や
土地建物の賃貸契約など



2. 費用の支払ー税金や入院、介護保険に
かかる費用の支払いなど



◆後見人等の役割②



<身上監護>

- 1.日々の暮らしに必要な手配
—住居の確保、施設の入退所など
- 2.健康や療養の手配
—医療の確保、介護サービス利用など



◆後見人等では出来ないこと



例 1) 入院や手術など
命に関わる医療行為への同意

→ 親族等、第三者の**同意**が必要

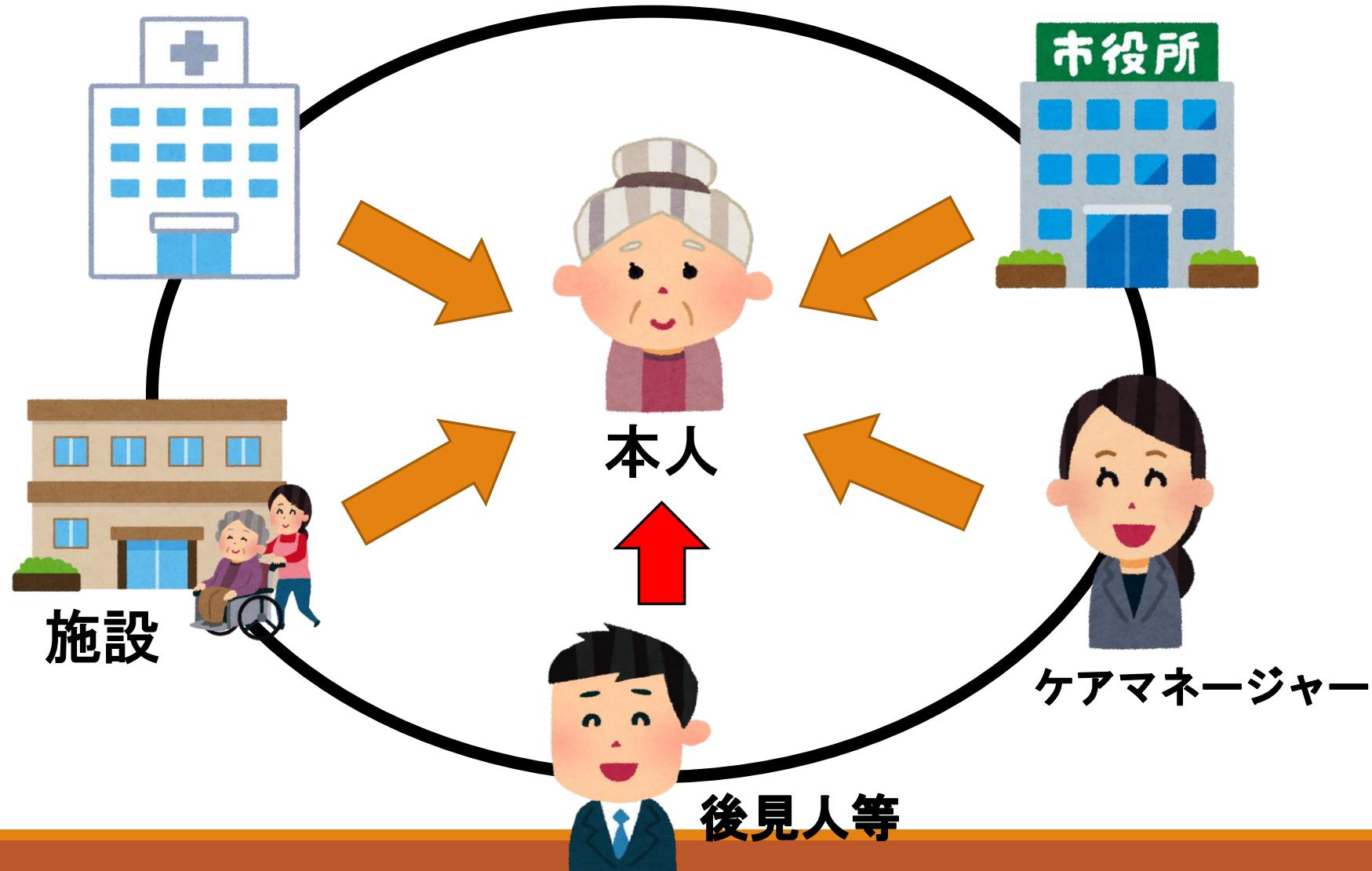


例 2) 施設等へ入所する際の
「身元引受人」

→ 親族や友人から探して頼む



◆後見人等もチームの一員！



◆後見人等報酬の目安



	業務内容	後見報酬	
		管理財産額	報酬額（月額）
基本報酬	通常の後見事務を行った場合	1,000万円以下	2万円
		1,000万円超～5,000万円	3万～4万円
		5,000万円超	5万～6万円

付加報酬（内容によって金額は異なる）

◆ケアマネージャーさんとの連携



- ・制度説明を求める本人や家族との調整
- ・制度申立に必要な「本人情報シート」の作成
- ・制度申立に必要な「診断書」作成時の受診同行
- ・関係者との会議開催にかかる調整 など



◆まとめ

- ◎後見制度は**権利擁護**の手段の1つ
- ◎「**法定後見**」は効力が強い
 - **最終手段**として捉えておく
- ◎後見人も含む「**チーム**」で、本人支援を考え、進めていく

